

令和 8 年 6 月  
令和 8 年 第 4 回 栃 木 市 議 会 定 例 会  
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 5号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
報告第 6号	令和7年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	4
報告第 7号	令和7年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	6
報告第 8号	令和7年度栃木市平川産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書	12
報告第 9号	令和7年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書	14
報告第10号	令和7年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書	16
報告第11号	放棄した債権の報告について	18
報告第12号	一般財団法人栃木市農業公社の令和8年度事業計画書の提出について	20
議案第62号	令和8年度栃木市一般会計補正予算（第1号）	別冊
議案第63号	令和8年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第64号	令和8年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	別冊
議案第65号	栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例の 制定について	21
議案第66号	栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第67号	工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修建築工事）	27
議案第68号	工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修電気設備工事）	28
議案第69号	工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修機械設備工事）	29
議案第70号	工事請負契約の締結について（栃木文化会館大規模改修舞台設備工事）	30
議案第71号	財産の取得の変更について（中学校屋内運動場空調設備）	31
議案第72号	訴えの提起について	32
議案第73号	土地改良事業の施行について（鷲巣溜（下）地区）	35
議案第74号	副市長の選任につき同意を求めることについて	41
議案第75号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	42

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

専決第13号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年5月14日

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和8年4月1日、栃木市富士見町地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市片柳町1丁目地内居住者

2 損害賠償の額

188,144円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。



令和7年度栃木市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
10 教育費	1 教育総 務費	(仮称) 栃木東地域 学校給食センター整備 事業	円 2,387,374,000	円 1,360,803,000	円	円 1,360,803,000
合 計			2,387,374,000	1,360,803,000	0	1,360,803,000

報告第6号

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
594,830,000	765,973,000	765,973,000			689,300,000	76,673,000
594,830,000	765,973,000	765,973,000	0	0	689,300,000	76,673,000

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和7年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎改修事業	25,872,000 円
		地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業（藤岡）	17,853,000
		地域施設再編モデル総合支所複合化整備事業（都賀）	38,544,000
		大平公民館管理運営費	4,906,000
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当&プラス支給事業	605,395,000
	3 生活保護費	生活保護運営対策事業	567,000
		生活保護支給事業	129,600,000
4 衛生費	1 保健衛生費	省エネ家電買換え促進事業	83,000,000
	2 清掃費	衛生センター施設整備事業	31,793,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産振興事業補助金	23,708,000
		防災重点農業用ため池整備事業委託	65,280,000
		市単独農業農村整備事業	15,940,000
		道の駅みかも管理運営費	18,238,000
7 商工費	1 商工費	物価高騰対応生活者支援商品券配布事業	1,056,300,000
		蔵の街観光館保存修理事業	5,192,000
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜地崩壊対策事業負担金	1,000,000

翌年度 繰越額	左の財源内訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
25,872,000	2,672,000		23,200,000		0
17,853,000					17,853,000
0					0
4,906,000					4,906,000
2,961,000	261,000	2,700,000			0
567,000		567,000			0
129,600,000		97,200,000			32,400,000
82,945,000		82,945,000			0
31,408,000					31,408,000
0					0
65,280,000		52,224,000	13,000,000		56,000
15,940,000					15,940,000
18,238,000					18,238,000
1,056,300,000		1,056,300,000			0
5,192,000				5,192,000	0
1,000,000					1,000,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	1 土木管理費	狭あい道路整備補助金	円 300,000
		木造住宅耐震化促進事業	12,450,000
		ブロック塀等撤去改修促進事業	817,000
	2 道路橋りょう費	市道維持管理	29,000,000
		市道1033号線交通安全施設整備事業 (栃木大宮町)	40,983,000
		市道各号線通学路歩道整備事業	980,000
		市道1073号線交通安全施設整備事業 (藤岡学校通)	15,118,000
		市道2065号線道路改良事業(栃木平井町)	43,114,000
		今泉泉川線道路整備事業(栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町)	97,600,000
		生活道路拡幅整備事業	34,634,000
	3 河川費	主) 桐生岩舟線地域排水整備事業(岩舟静)	1,600,000
		雨水・浸水対策事業	2,159,738,000
	4 都市計画費	都市公園等管理	8,230,000
		公園施設長寿命化対策事業	56,800,000
観光・交流拠点整備事業		38,909,000	
9 消防費	1 消防費	水槽付消防ポンプ自動車購入事業	95,353,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	40,445,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
300,000		100,000			200,000
5,350,000		3,862,000			1,488,000
0					0
29,000,000			29,000,000		0
40,100,000		19,734,000	18,300,000		2,066,000
972,000					972,000
2,164,000		164,000	100,000		1,900,000
43,114,000		7,675,000	31,800,000		3,639,000
71,850,000		22,000,000	47,000,000		2,850,000
25,443,000			22,800,000		2,643,000
1,600,000					1,600,000
1,287,200,000			1,287,200,000		0
5,330,000					5,330,000
56,800,000		28,400,000	28,400,000		0
38,909,000	1,899,000	18,155,000	17,600,000		1,255,000
95,137,000		20,049,000	67,300,000		7,788,000
28,006,000		2,429,000	18,100,000		7,477,000

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校設備省エネ化推進事業	70,510,000 円
	3 中学校費	中学校運営費	16,690,000
		中学校施設整備事業	27,445,000
		中学校設備省エネ化推進事業	30,635,000
	4 社会教育費	図書館管理運営委託事業	5,302,000
合 計			4,949,841,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 70,510,000	円	円 9,504,000	円 60,000,000	円	円 1,006,000
16,690,000	16,690,000				0
25,905,000		4,810,000	9,600,000		11,495,000
30,635,000		5,602,000	11,200,000		13,833,000
5,302,000					5,302,000
3,338,379,000	21,522,000	1,434,420,000	1,684,600,000	5,192,000	192,645,000

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和7年度栃木市平川産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
1 産業団地 造成事業費	1 産業団地 造成事業費	平川土地区画整理事業	円 140,000,000
合 計			140,000,000

翌年度 繰越額	左の財源内訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 112,800,000	円	円	円 112,700,000	円	円 100,000
112,800,000	0	0	112,700,000	0	100,000

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和7年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書

(1) 収益的支出

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	
			円	円	円	
1	水道事業費用	1 営業費用	受託工事費	59,725,000	29,387,481	5,027,000
合 計			59,725,000	29,387,481	5,027,000	

(2) 資本的支出

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	
			円	円	円	
1	資本的支出	1 建設改良費	上水道整備事業	328,056,000	184,002,280	94,853,000
			水道設備更新事業	578,148,000	546,733,000	27,962,000
			管路耐震化事業	125,480,000	97,009,000	25,322,000
合 計			1,031,684,000	827,744,280	148,137,000	

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな資産の購入限度額	説明
国 県 支出金	工 事 負担金	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	電線共同溝事業に伴う配水管の布設替工事において、先行で行う関連工事との工程調整により、年度内に完了できなかったため。
0	5,027,000	0	25,310,519	0	

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな資産の購入限度額	説明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	県及び市の関連工事との工程調整により、年度内に完了できなかったため。
	87,800,000	7,053,000	49,200,720		
		27,962,000	3,453,000		水源取水ポンプ等の故障により緊急で復旧工事が必要となったが、機器の製作納期から年度内に完了できなかったため。
	12,000,000	13,322,000	3,149,000		2度漏水が発生した配水管の布設替工事において、本工事の品質を確保するうえで必要な工事期間が確保できないため。
0	99,800,000	48,337,000	55,802,720	0	

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

令和7年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書

(1) 資本的支出

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道建設事業	756,347,000	554,987,255	104,347,000
		雨水渠整備事業	228,375,000	66,793,023	158,586,000
		流域下水道建設事業	170,938,000	74,344,330	65,146,535
合 計			1,155,660,000	696,124,608	328,079,535

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
31,084,500	67,955,500	5,307,000	97,012,745		県の道路改良工事が遅延したことにより、本工事の発注時期が遅れ、年度内に完了できなかったため。
58,806,500	99,779,500		2,995,977		関連する工事との施工ヤード調整に不測の日数を要したため。
	65,000,000	146,535	31,447,135		県が実施する流域下水道事業の年度内完了が見込めず、市負担金を翌年度に繰り越す必要があるため。
89,891,000	232,735,000	5,453,535	131,455,857	0	

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

放棄した債権の報告について

栃木市債権管理条例（平成24年栃木市条例第37号）第15条第1項の規定により、市の債権について、次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

債権放棄調書

債権の名称 (担当部課)	債権の額 (円)	放棄した事由	放棄決定日	債権の件数
国民健康保険返納金 (生活環境部保険年金課)	1,574,103	第2号 (時効完成)	令和8年3月31日	75
小計	1,574,103			75
配食サービス事業利用者負担金 (保健福祉部地域包括ケア推進課)	51,600	第4号 (無資力)	令和8年3月31日	14
小計	51,600			14
市営住宅使用料 (都市建設部建築住宅課)	4,612,900	第2号 (時効完成)	令和8年3月31日	12
市営住宅駐車場使用料 (都市建設部建築住宅課)	157,500	第2号 (時効完成)	令和8年3月31日	5
住宅新築資金貸付金 (都市建設部建築住宅課)	9,899,421	第1号 (破産)	令和8年3月31日	23
宅地取得資金貸付金 (都市建設部建築住宅課)	7,268,889	第1号 (破産)	令和8年3月31日	23
小計	21,938,710			63
水道料金 (上下水道局上下水道総務課)	24,024	第1号 (破産)	令和8年3月31日	7
	1,542,569	第2号 (時効完成)	令和8年3月31日	325
小計	1,566,593			332
合計	25,131,006			484

一般財団法人栃木市農業公社の令和8年度事業計画書の提出に  
ついて

一般財団法人栃木市農業公社の令和8年度事業計画書を地方自治法（昭和  
22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出  
する。

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例の  
制定について

栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例を次のように  
制定するものとする。

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

栃木市条例第 号

栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会条例

(設置)

第1条 栃木市汚泥再生処理センターの設置及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を総合評価落札方式により選定するに当たり、その選定に係る審査等を行うため、栃木市汚泥再生処理センター設置運営事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 事業者の審査及び選定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、栃木市汚泥再生処理センターの設置及び運営に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体から選出された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から事業者との業務委託契約を締結する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、公開することができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、事業者の提案内容、事業遂行能力その他の考慮すべき事項を総合的に判断し、公平かつ公正に審査を行わなければならない。

2 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員がその職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生活環境部クリーン推進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 1 日 提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

栃木市条例第 号

栃木市監査委員に関する条例及び栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市監査委員に関する条例（平成22年栃木市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成22年栃木市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 栃木文化会館大規模改修建築工事  |
| 2 | 契約の方法  | 事後審査型条件付き一般競争入札  |
| 3 | 契約金額   | 1,815,000,000円   |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木市片柳町2丁目14番39号<br>館野・栃木アンカー特定建設工事共同企業体<br>代表者 館野建設株式会社<br>代表取締役 横田 雄作 |

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 栃木文化会館大規模改修電気設備工事  |
| 2 契約の方法  | 事後審査型条件付き一般競争入札  |
| 3 契約金額   | 1, 226, 500, 000円  |
| 4 契約の相手方 | 栃木市今泉町2丁目13番28号<br>ホリエ・永山特定建設工事共同企業体<br>代表者 ホリエ電設工業株式会社<br>代表取締役 堀江 貴浩 |

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 栃木文化会館大規模改修機械設備工事   |
| 2 | 契約の方法  | 事後審査型条件付き一般競争入札   |
| 3 | 契約金額   | 1,723,150,000円  |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木市大平町西水代2767番地<br>トリタ・安藤特定建設工事共同企業体<br>代表者 トリタ設備工事株式会社<br>代表取締役 西田 淳 |

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 栃木文化会館大規模改修舞台設備工事   |
| 2 契約の方法  | 事後審査型条件付き一般競争入札   |
| 3 契約金額   | 2,014,100,000円  |
| 4 契約の相手方 | 東京都新宿区新宿4丁目3番17号<br>三精テクノロジーズ・パナソニックEWエンジニアリング特定建設工事共同企業体<br>代表者 三精テクノロジーズ株式会社東京支店<br>東京支店長 石丸 知弘 |

財産の取得の変更について

令和7年第2回栃木市議会定例会において、議案第73号として議決を経た財産の取得の一部について、次のとおり変更する。

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

財産の表示を「中学校屋内運動場（栃木北中学校外2校）空調設備」とする。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

1 訴えの相手方（被告となるべき者）

住 所 栃木市

氏 名

2 事件名

損害賠償請求事件

3 管轄裁判所

宇都宮地方裁判所栃木支部

4 訴えの趣旨

相手方に対し、次のことを請求する。

- (1) 1,336万5,000円及びこれに対する令和6年7月22日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員の支払い

(2) 訴訟費用の負担

5 訴えを提起する理由

- (1) 本市は、栃木市藤岡町西前原地域内に位置する静戸川及び赤津川を所有している。両河川は、合流後、西前原排水機場に流れており、地域の排水機能において重要な機能を果たしている。
- (2) 相手方は、両河川の合流部に接して土地（栃木市藤岡町 [REDACTED] [REDACTED]）を所有している。
- (3) 相手方は、所有地に大量の盛土をなし、その際に、両河川との境界を越えて大量盛土をなしたため、河川機能が大きく損なわれることになった。相手方の当該行為は、河川断面を狭めるものであり、台風等の大雨の際に、地域への水害をもたらす危険性を非常に高めるものである。
- (4) 市は、両河川の排水機能が大きく損なわれたことから、相手方に対して、原形復旧を求めて指導を続けてきたが、被告が原形復旧に応じることはなかった。
- (5) 市は、令和7年5月23日大雨時の安全確保のため、通水断面を確保するための応急工事を実施することを決定し、同年7月11日に、相手方の盛土の撤去及び工事のための相手方所有地への立入りの同意を得て、同月29日に盛土撤去工事に着手し、同年10月17日に同工事を完了した。
- (6) 盛土撤去工事の費用は、
- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 法面土砂除去設計業務費用 | 82万5,000円         |
| 法面土砂除去工事費用   | 1,254万0000円       |
| 合計           | 金1,336万5000円であった。 |

- (7) 本件盛土は、相手方が、両河川の機能を損壊し地域の安全を害する恐れがあることを認識したうえで実行した違法なものであることは明らかである。
- (8) よって、市は、相手方に対し、不法行為に基づき、金1,336万5,000円及びこれに対する不法行為の日である令和6年7月22日から支払い済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払いを求めるものである。

## 6 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。
- (2) 判決の結果、必要がある場合には、上訴するものとする。
- (3) 訴訟において必要がある場合には、適当と認める条件で和解及び調停に応じるものとする。

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

土地改良事業の施行について

次の農村地域防災減災事業の施行に当たり、別紙のとおり鷺巣溜（下）地区緊急防災工事計画の概要を定めたいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第87条の4第2項の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

1 事業名

農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（小規模））

2 地区名

鷺巣溜（下）地区（栃木市岩舟町鷺巣地内）

(別紙)

## 鷺巣溜（下）地区緊急防災工事計画概要書

### 1 目的

鷺巣溜（下）は、栃木市岩舟町鷺巣地内に位置し、受益面積 3.3ha の水田をかんがいする大岩藤土地改良区が管理する農業用ため池である。

本ため池は明治時代に築造され、長年の供用により施設の老朽化が進行している。令和4年度に実施した耐性調査の結果、洪水耐性及び地震耐性ともに基準を下回っていることが確認され、特に洪水吐の流下能力不足、堤体の余裕高不足及び耐震性不足が顕著である。

また、取水施設についても経年劣化により機能が低下しており、安定した用水供給に支障を来している状況である。

さらに、ため池下流には農地に加え、住宅や公共施設等が存在しており、決壊時には甚大な被害が想定される。

このため、堤体の補強及び各施設の改修を実施し、ため池機能の回復と災害の未然防止を図ることを目的として、本事業を実施する。

### 2 地域の所在及び現況

#### (1) 地域の所在

- ・所在地：栃木市岩舟町鷺巣地内
- ・受益面積：3.3ha（水田）

#### (2) 現況

- ・土地状況：区画整理済、農道整備済
- ・水利状況：3.3haの農業用水源として利用
- ・営農状況：主要作物は水稻

- ・地域環境：自然環境が残されており、周辺環境との調和が求められる地域

### 3 基本計画

- ・堤体工：上流側法面の勾配を緩勾配化（1：2.0）するとともに堤高を嵩上げし、必要余裕高を確保する。また、土質改良土による盛土及び遮水シートの設置により耐震性及び遮水性の向上を図り、併せて張ブロックによる法面保護を実施する。
- ・取水施設：老朽化した豎樋を斜樋へ更新し、操作性及び安全性の向上を図るとともに、土砂吐施設を設置する。
- ・洪水吐工：計画洪水量に対応する洪水断面を確保するため、正面越流型洪水吐へ改修する。

### 4 工事の要領

#### (1) 一般計画

耐震性及び豪雨耐性の不足が確認されていることから、堤体の補強及び洪水吐・取水施設の改修を実施し、ため池の安全性向上と機能回復を図る。

#### (2) 工事の内容等

- ・主要工事計画：ため池整備（工事箇所1ヶ所）
- ・事業費：197,200千円
- ・予定工期：令和8年度～令和10年度

### 5 費用の概算

- ・事業名：農村地域防災減災事業

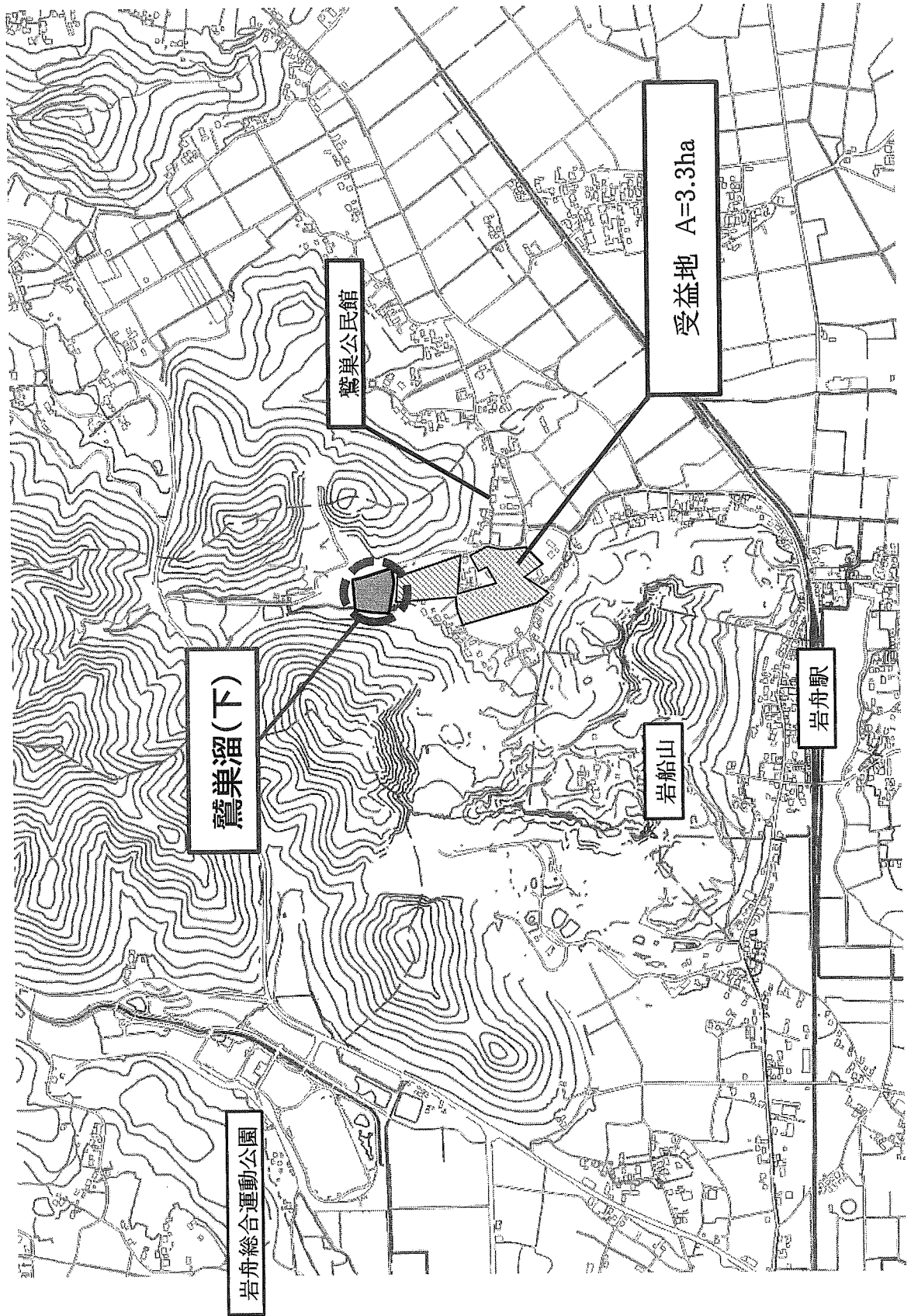
- ・事業区分：防災重点農業用ため池緊急整備事業（小規模）

区 分	金 額（千円）
総事業費	197,200
工事費	176,600
（内訳）堤体工	145,400
取水施設	12,900
洪水吐工	18,300
測量・試験費	20,600

## 6 事業の効用

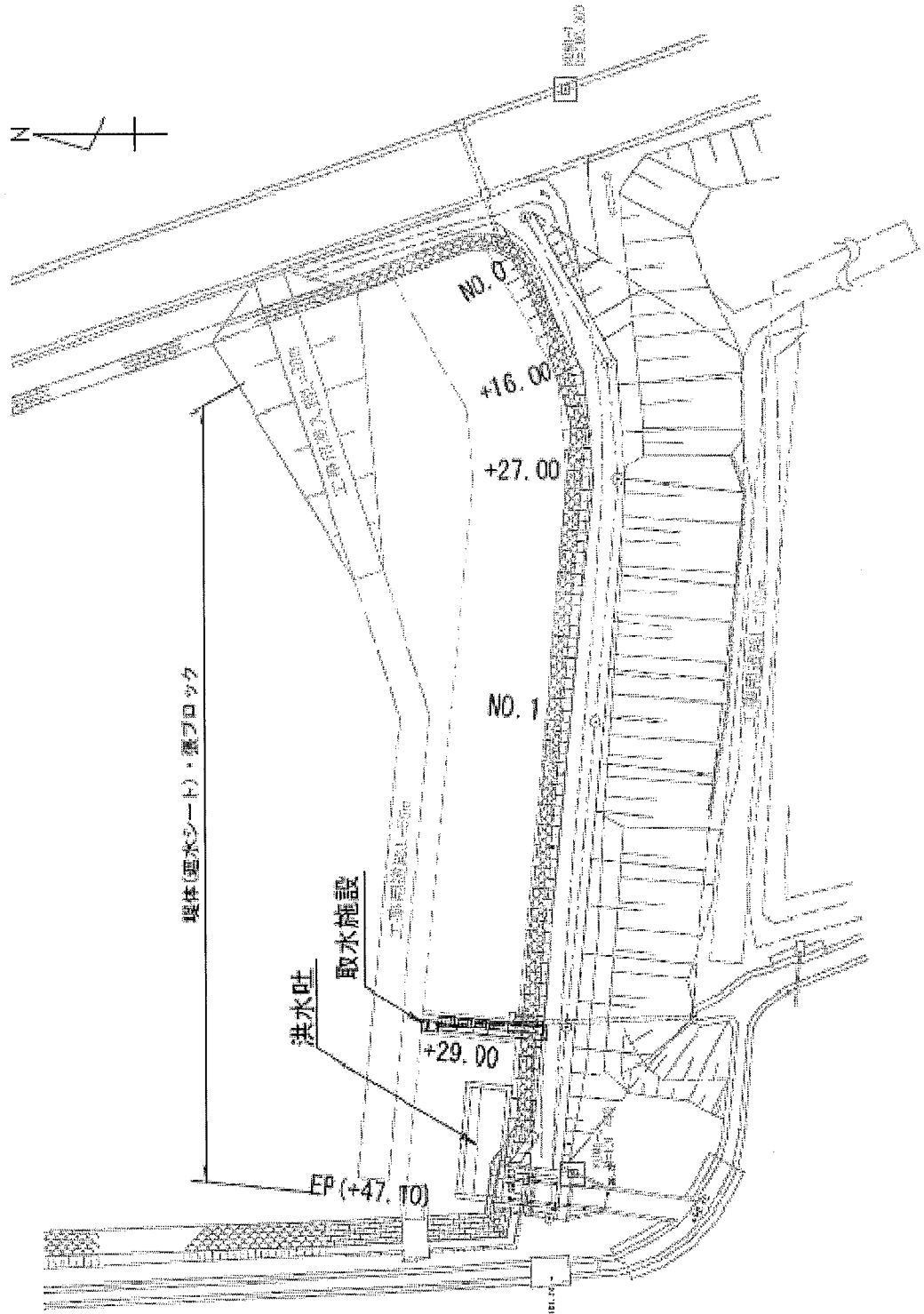
- ・本事業により、受益面積3.3haの農地に対する農業用水の安定供給が確保される。
- ・ため池決壊の未然防止により、下流域の農地、公共施設及び住宅への被害軽減が図られる。
- ・地域住民の生命及び財産の保護に寄与する。
- ・維持管理の効率化及び施設の長寿命化が図られる。

鷺巣溜(下) 位置図



参 考 図

鷺巣溜 (下) 平面図



副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市副市長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

住 所 栃木市大平町蔵井1083番地1

氏 名 増山 昌章

生年月日 昭和37年9月21日

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価員に選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

栃木市長 琴 寄 昌 男

住 所 栃木市大平町蔵井 1083 番地 1

氏 名 増山 昌章

生年月日 昭和 37 年 9 月 21 日



## 栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

